

# 新型コロナウイルス感染症の拡大による不安を解消するために

## 町民の皆さんへ

給付金など	
すべての皆さんに	
特別定額給付金	一人当たり 住民基本台帳に登録されている全国すべての方に対して、迅速かつ確に家計への支援を行うため、 <b>10万円</b> 一人当たり10万円を給付します。(11ページ参照)
役場総務課 ☎482-2912 または 総務省コールセンター ☎0120-260-020	
子育て世帯	
子育て世帯への臨時特別給付金	児童一人当たり 児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、 <b>1万円</b> 対象児童一人当たり1万円を支給します。(11ページ参照)
役場健康子ども課 ☎482-2935 または 内閣府コールセンター ☎0120-271-381	
業務や通勤などで発症した	
労災保険の休業補償	平均賃金の <b>80%</b> 補償 業務または通勤に起因して新型コロナウイルスを発症したものと認められる場合には、 <b>労災保険給付の対象</b> となります。
釧路労働基準監督署 ☎0154-42-9711	
感染・感染の疑いで無給や減給になった	
国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当金	給与をもらって働いている方で、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる方が、療養のために仕事を休み無給や減給になった場合に、傷病手当金を受けとれる場合があります。
役場健康子ども課保険年金係 ☎482-2935	
収入減で家賃が払えない	
住居確保給付金の支給対象範囲拡大	休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。 対象：離職・廃業後2年以内 / 給与などを得る機会が該当個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人
生活相談支援センター 暮らしごと ☎0154-65-1250	
道営住宅の提供	
新型コロナウイルス感染症の影響による雇用先からの解雇に伴い、現に居住している社宅などから退去を余儀なくされる方またはその同居親族に該当する方に道営住宅を提供します。	
釧路総合振興局建設指導課 ☎0154-43-9191 にご相談ください	
収入減で学費が払えない	
高等教育修学支援新制度	予期できない事由により家計が急変し、世帯（父母等）の収入が減った場合、授業料など減免や給付型奨学金の対象となる場合があります。
(独) 日本学生支援機構奨学金相談センター ☎0570-666-301	
高校生等奨学給付金 (道立高校・私立高校)	家計急変世帯に対して、授業料など以外の教育に必要な経費を給付します。
道立：教育庁高等教育課 ☎011-204-5760 私立：北海道庁学事課 ☎011-204-5066	

国・道では、休業や、無休、減給などによる今後の生活へ不安や生活資金不足、納税や保険料の納付などでお困りの皆さんへ各種の支援を行い、事業者の方には、事業の継続・雇用関係・納税などに関する支援を行っています。

また、町でも、3月19日に町、町商工会、(一社) 摩周湖観光協会、北洋銀行弟子屈支店、釧路信用金庫弟子屈支店が参加した弟子屈町経済対策連携会議で「緊急経済対策宣言」を行い、国、道のうごきに同調しつつ、町独自の取り組みを進めています。

一日も早い感染症の克服と、経済の復興を成し遂げられるようぜひご活用ください。  
※ 5月15日現在の情報を掲載しています。



貸付	
休業・失業などで生活資金に不安 生活福祉資金の貸付	
緊急小口資金 主に休業された方等向け	最大 <b>20万円</b> 据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後2年以内
総合支援資金（生活支援費） 主に失業された方等向け	単身世帯 <b>月15万円以内</b> 複数世帯 <b>月20万円以内</b> 据置期間：貸付日から1年以内 返済期間：据置期間経過後10年以内
弟子屈町社会福祉協議会または北海道社会福祉協議会 ☎011-241-3976 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター ☎0120-46-1999	

猶予・減免	
納税が今は厳しい	
納税などの猶予	納税を一時的に納付できない事情のある方については、「徴収の猶予」や「申請による換価の猶予」が適用されることがあります。
釧路税務署 ☎0154-31-5100 釧路総合振興局納税相談窓口 ☎0154-43-9179 役場税務課 ☎482-2914	
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が払えない	
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度年間収入が下がることが見込まれるなどした世帯に対し免除または減額の対象となる場合があります。
役場健康子ども課保険年金係 ☎482-2935	
国民年金保険料などが払えない	
国民年金保険料免除・納付の猶予	失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。
役場健康子ども課保険年金係 ☎482-2935	
水道料金などの支払いが厳しい	
上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払いが困難になった方を対象に支払いの猶予が受けられます。
役場水道課 ☎482-2942	



## 事業者の皆さんへ

協力金・給付金・助成金	
道からの要請で休業	
休業協力・感染リスク低減支援金	道からの要請で おそくとも4月25日～5月15日までの期間を継続して休業または営業時間を短縮した中小企業および個人事業主に対して支援金を支給します。 法人：30万円、個人事業主：20万円、 19時以降の酒類の提供を自粛した飲食店：10万円 休業要請専用ダイヤル ☎011-206-0104 ☎011-206-0216
売上が前年比半減	
持続化給付金	売上が前年同月比50%以上減少した事業者以下の範囲内で給付金を支給します。法人：上限200万円、個人事業主：上限100万円 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
賃金が払えない	
雇用調整助成金	一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。助成率：中小企業4/5（要件を満たす場合最大10/10）、大企業2/3 雇用助成金札幌センター ☎011-788-2294 雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
テレワークを導入したい	
働き方改革推進支援助成金	感染症拡大防止のため、テレワークの新規導入に取り組む中小事業者を支援します。補助率1/2、1企業あたり上限100万円 テレワーク相談センター ☎0120-91-6479
IT導入補助金	テレワークの導入事業者を優先して支援します。業務効率化に活用可能です。補助率2/3、補助額30～450万円（特別枠） サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター ☎0570-666-424
感染拡大防止に取り組みたい	
宿泊事業者に対する支援	感染予防に向けた衛生関連機器などの導入を支援します。1施設あたり上限200万円、補助率3/4以内 北海道庁観光局 ☎011-204-5303
子の世話で従業員が休業	
小学校休業等対応助成金	臨時休業などをした小学校などに通う子どもなどの世話が必要となった従業員に対し、特別休暇（年次有給休暇でない有給休暇）を取得させた事業主に対して助成金を支給します。 1日あたり上限8,330円 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999

子の世話で自分が休業	
小学校休業等対応助成金	臨時休業などをした小学校などに通う子どもなどの世話が必要となり休業をした個人事業主またはフリーランスに対し助成金を支給します。1日あたり4,100円（定額） 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999

融資・貸付	
資金繰りのため融資を受けたい	
道の融資制度（中小企業総合振興資金）	【無利子融資】中小企業者の皆さんの経営安定を図るため、「新型コロナウイルス感染症対応資金※」などを創設しました。※融資金額最大6,000万円以内。据置最大5年間、一定の要件を満たした場合に3年間の実質無利子及び保証料の減免 北海道庁中小企業課 ☎011-204-5346

日本政策金融公庫の融資	【無利子融資】当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。 日本政策金融公庫各支店（日本政策金融公庫HP参照）
-------------	---

商工中金の危機対応融資	【無利子融資】当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」があります。 商工中金各支店（商工中金HP参照）
-------------	---

休業により生活資金に不安がある	
個人向け緊急小口資金等の特例	新型コロナウイルスの影響による休業などを理由に、一時的に資金が必要な個人事業主やフリーランスの方へ、緊急の貸付等を実施します。 弟子屈町社会福祉協議会または北海道社会福祉協議会 ☎011-241-3976

猶予	
納税が今は厳しい	
国税・道税の納税等の猶予、減免	国税・道税の納税の猶予、減免などが受けられます 国税：札幌国税猶予相談センター ☎011-261-2251 道税：釧路総合振興局税務課または道税事務所
社会保険料等が払えない	
厚生年金保険料等の納付猶予	厚生年金保険料などの納付の猶予が受けられます。 釧路年金事務所 ☎0154-22-0116（音声案内4番）
水道料金等の支払いが厳しい	
上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払い猶予が受けられます。 役場水道課 ☎482-2942

## 弟子屈町 町独自支援 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済対策

役場観光商工課商工振興係 ☎482-2940

融資・保証	資金繰りのために融資を受けたい	弟子屈町新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済対策に関する規則による保証料補給・利子補給	前年比5%以上売上高が減少した事業者を対象に、据置期間最大2年間、利息1/2補給、償還期間10年以内の条件で、地元金融機関が運転資金・設備資金を各々1,500万円まで融資し、保証協会の保証料も全額補給。うち売上高が前年比20%以上減少した事業者は、更に据置期間のみ利息を全額補給。	
支援金	町からの要請で休業	感染拡大防止支援金	北海道の支援金の対象とならない、宿泊施設や町外からの受入を主とする体験施設の事業者に10万円	
	町からの要請で、休業または、一定の感染拡大防止策を施して営業		北海道の支援金の対象とならない、飲食店、料理店、喫茶店などの食事提供施設の事業者に10万円	
補助金	経済活動に取り組みたい	地域活性化枠（地域活性化計画の提出が必要）	弟子屈町新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済対策に関する規則による補助金	積極的な営業や業態転換、受入体制整備に取り組む大型宿泊施設事業者（雇用者20人超）に対し、対象経費の4/5（上限500万円）を補助
		新型コロナウイルス対策枠（新型コロナウイルス対策計画の提出が必要）		率先して積極的な営業や業態転換、に取り組む観光業などを営む者に対し、対象経費の4/5（上限20万円）を補助
		産業活性化枠（産業活性化計画の提出が必要）		新商品の開発や新型コロナウイルス対策を行う製造事業者（雇用者20人超）に対し、対象経費の4/5（上限500万円）を補助